

第5次山形県教育振興計画について

1 計画の概要

(1) 位置付け

新しい時代にふさわしい教育を実現するために、21世紀初めの中長期の展望を踏まえた本県教育の基本的方向とこれを実現するための今後10年間の県教育行政の主要施策を明らかにするもの

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本県教育振興の基本計画

(2) 策定時期及び計画期間

策定時期：平成15年度策定（平成16年3月）

計画期間：平成17年度～27年度（11年間）

(3) 計画の目標等

目 標：知徳体が調和し、「いのち」輝く人間の育成
基本方針

「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな身体を育てる

「まなび」を通して、自立をめざす

広い「かかわり」の中で、社会をつくる

学校と地域を元気にする

テーマ：山形の教育「いのち」そして「まなび」と「かかわり」

2 計画改訂に向けた検討

(1) 計画策定後の状況変化

国の教育振興基本計画の策定（20年7月）

県の新たな総合計画の策定（21年3月予定）

(2) 計画の進捗状況の把握及び施策追加検討の必要性

計画実施5年目に入り、教育の現状・課題を踏まえ、後期の目標を設定しながら施策を推進することが必要

・ 5年間でいじめ、不登校児童生徒数の半減

・ 5年間でコンピューターを使って指導できる教員割合の100%

・ 23年度までに成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%

国の基本計画と県の新たな総合計画を踏まえ、施策の充実を図る必要

(3) スケジュール（案）

平成21年度において、本県教育の現状・課題の整理及び追加施策の視点の検討

平成21年度の検討を踏まえ、22年において計画の改訂